



北
海
道
札
幌
木

北海道札幌市大通

If not delivered, return to
"ASAHI SHIMBUN"
TOKYO



寄
新嘉坡
中華人民
郵局
收
新嘉坡
中華人民
郵局

別紙集録次下が用件は

大坂朝日新聞社用箋

支那方面上田よりハ金三りをもてて申す事、さ
うすから、ハ田上りに申てて上りて申す事
と云ふ。大坂三りづけ、了る替の都合
を乞う所も御ゆふ所、在阪都本此道
行き（船陰生と他に西行一人も）に送金す事合
り有之、都合にはえりへりゆく所也、ハ田は
札幌にゆりゆくや、北洋汽船の上田人へゆく事連
絡す事、本人方面に行く事一すゆく事と
云ふ事、トモヘカシ優越しナリモト有らん、云々
大坂に本店をひき、郵便へ車よ一通

山口喜印

大正

年月 日
支那方面大坂三りづけの取扱方

NO. 東京新聞發行所用箋

(地番四丁山邊町橋京市東京)

附寫

主は、この間所持する印用箋に依りて、
除を承り候。印紙の故致出向機会に付た在比田江
恵心の事情を裏取る事に上旨よりの御言葉
御奉たる事に本當十宣よりは自由也。又復御事に
有事中、在籍印第も難く、御用箋に付さずとも、
内四付の御印の古亂等不附し。又御入出金額
又其六印上記の如く、收時添付事中へ付し、實^シ主
印御名を表す監持手印、内一印は添付上記と付けられ
考へて付たるに候。かくて、ハモ一寸半圓、筆、付そ
御此事に付お定め御西元何日より、候。又御印は此
主は、此印用箋にて、
八田林吉

主寫此
山邊町橋

大正九年二月四日